（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第五条　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改め、同条第四項中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第二十六条第六項中「第百七十六条第一項第二号」を「第百七十六条第一項第三号」に改める。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第六条　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「都道府県」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）」を加える。

第三条第一項第一号イに次のただし書を加える。

ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

第七条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第三十三条第五項中「第百七十六条第一項第二号」を「第百七十六条第一項第三号」に改める。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第七条　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「都道府県」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）」を加える。

第四条第二項中「都道府県知事」の下に「（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）」を加える。

第八条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第三十四条第五項中「第百七十六条第一項第二号」を「第百七十六条第一項第三号」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第八条　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第一号イに次のただし書を加える。

ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

第十三条第一項及び第五項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第五十五条第四項第一号イに次のただし書を加える。

ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

第五十八条第一項中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第一号又は第二号」を「各号」に改める。

第三十七条第五項中「第百七十六条第一項第二号」を「第百七十六条第一項第三号」に改める。

第四十一条中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第六十八条中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第八十五条第一項中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第八十九条中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改める。

第百九条第一項中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改める。

第百三十条第一項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第百三十二条第一項第一号イに次のただし書を加える。

ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第十条　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「都道府県」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）」を加える。

第三十四条第五項中「第百七十六条第一項第二号」を「第百七十六条第一項第三号」に改める。

第百三十二条第二項中「都道府県知事」の下に「（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）」を加える。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十一条　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第三十六条第五項中「第百七十六条第一項第二号」を「第百七十六条第一項第三号」に改める。

第六十一条第一項中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十二条　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第二十五条第六項中「第百七十六条第一項第二号」を「第百七十六条第一項第三号」に改める。

第三十一条第六号中「第百十五条の四十四」を「第百十五条の四十五」に改める。